

令和6年11月15日

下川町職員の懲戒処分の公表について

下川町では、次のとおり職員の懲戒処分を行ったので公表します。

記

1 事案の概要

当該事案は、令和5年10月13日の正当な理由のない欠勤1日間について、地方公務員法第35条の職務に専念する義務を怠った。

正当な理由のない欠勤は、服務規律違反行為であり、町民の信頼を著しく損ねるとともに、公務効率の維持向上、適正な行政運営、町民サービスの向上を確保する観点から厳正な対処が必要と判断し、戒告の措置を行った。

2 措置年月日

令和6年11月14日（木）

3 被措置者及び措置内容

下川町教育委員会教育課 男性職員 1人 戒告